給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００３１号

千葉県松戸市五香南２―12―27―601

再生債務者　杉田　　宏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１００３２号

茨城県日立市十王町友部162番地５

再生債務者　幕田　泰倫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月30日　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（再ロ）第４号

新潟市北区松浜みなと10番16号

再生債務者　小山内三男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月29日　　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第１号

北海道稚内市栄２丁目８番15号

再生債務者　齋藤　義和

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月30日　旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（再ロ）第１１号

京都府城陽市平川室木61番地の19

再生債務者　山下　四郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月30日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再ロ）第６号

青森市中佃１丁目13番７号

再生債務者　工藤　昌晴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月30日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再ロ）第４号

千葉県市川市柏井町１丁目2104番地

再生債務者　石塚重次郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月29日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第４号

滋賀県野洲市野洲309番地15

再生債務者　奥居　郁男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月30日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再ロ）第１１号

札幌市中央区北４条西26丁目５番21―401号

再生債務者　木下　紀子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月30日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第３号

青森県平川市新屋稲村186番地２

再生債務者　佐藤　和哉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月30日　青森地方裁判所弘前支部

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成 23 年 10 月 11 日

国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　前田　武志

別表中「

東京航空局支部	東京航空局長	東京都千代田区
大阪航空局支部	大阪航空局長	大阪市中央区

」を削る。

附　則

1　この変更は、平成23年10月１日から施行する。

2　東京航空局支部及び大阪航空局支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は、航空局支部において行うものとする。

教育職員免許状失効の取消公告

平成23年５月30日付け官報第5564号で公告した次の教育職員免許状は、失効を取り消した。

平成 23 年 10 月 11 日　　広島県教育委員会

1　免許状種類、番号、授与年月日、授与権者

⑴　小学校教諭一種免許状、平６小１第５号、平成６年４月５日、広島県教育委員会

⑵　小学校教諭二級普通免許状、昭53小２普第114号、昭和54年３月23日、広島県教育委員会

2　氏名及び本籍地

西本　久範　広島県

3　失効を取り消す事由

教育職員免許法第10条第１項第２号に該当しなくなったため

合併公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

十八なお、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十月十一日

千葉県松戸市松戸二二八一番地　ユニティビル

（甲）財団法人土屋文化振興財団

理事長　土屋　亮平

東京都港区赤坂三丁目八番一号　赤坂アルトビル

（乙）財団法人土屋育英会

理事長　土屋　亮平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

十一日の株主総会の承認決議は平成二十三年八月三十一日に終了しておりますが、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号

（甲）株式会社ＤＰＪホールディングス

代表取締役　杉本　勇次

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号

（乙）株式会社ＢＣＪホールディングス

代表取締役　杉本　勇次

東京都千代田区岩本町一丁目一〇番三号

（丙）株式会社ドリーム・ピザジャパン

代表取締役　今田　健治

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月十九日

掲載頁　五十八頁（号外第一五七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月五日

掲載頁　六十五頁（号外第一四八号）

平成二十三年十月十一日

東京都港区南麻布二丁目一二番三号

（甲）株式会社ＥＯＳ

代表取締役　正行

東京都渋谷区恵比寿西一丁目三二番一六号

（乙）株式会社パナッシュ

代表取締役　眞次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することについたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月八日

掲載頁　四〇六頁（号外第一五一号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月十一日

掲載頁　外第一五二号）

平成二十三年十月五九十一日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号

（甲）株式会社ＤＰＪホールディングス

代表取締役　杉本　勇次

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号

（乙）株式会社ＢＣＪホールディングス

代表取締役　杉本　勇次

東京都千代田区岩本町一丁目一〇番三号

（丙）株式会社ドリーム・ピザジャパン

代表取締役　今田　健治